

政策目標 4-1 : 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止

| | |
|---------|---|
| 上記目標の概要 | <p>財務省設置法（平成11年法律第95号）第3条では「通貨に対する信頼の維持」が任務とされています。これは、通貨を通じた取引の安全の確保という国民生活に直結する重要な責務です。通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度（用語集参照）の適切な運用を行います。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政 4-1-1 : 通貨の円滑な供給</p> <p>政 4-1-2 : 偽造通貨対策の推進</p> <p>政 4-1-3 : 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行</p> <p>政 4-1-4 : 貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理</p> <p>政 4-1-5 : 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動</p> |
|---------|---|

政策目標 4-1 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

| | |
|-------|---|
| 評価の理由 | <p>通貨の円滑な供給及び偽造・変造防止のため、所要の通貨を確実に供給できるよう通貨の流通状況等を勘案した製造計画を策定するとともに、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進めました。また、記念貨幣の着実な発行及び貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理を行ったほか、通貨への関心向上のため適切な情報提供に努めました。</p> <p>すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p> |
| 政策の分析 | <p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>財務省の任務である「通貨に対する信頼の維持」（財務省設置法第3条）を図る上で、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止は必要です。</p> <p>通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定や通貨の偽造・変造の防止のための国内外の関係機関との連携強化等は、通貨に対する信頼を維持するために有効な取組と言えます。</p> <p>（令和3年度行政事業レビューとの関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通貨に関する実態調査 <p>通貨に関する実態調査は、行政事業レビュー推進チームの所見において「事業の実施に当たっては、調査項目や調査方法の見直しを行い、経費の効率的な使用に努める。」とされました。これらを踏まえ、当該事業の実施に当たっては、引き続き、入札手続の改善に取り組むとともに、より効果的・効率的な質問内容への見直しを行うなど、コスト削減に努めました。（事業番号0019）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貨幣の製造に必要な経費 <p>「貨幣の信頼性の維持に十分配慮しつつ、製造現場での生産管理ノウハウの活用等により、引き続き、コスト削減に努める。また、設備投資等により貨幣製造体制の効率化を図り、コスト削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、当該事業の実施に当たっては、コストの削減に取り組みました。（事業番号0020）</p> |

| | | |
|---------------------------------|--|--|
| 測定指標（定性的な指標） | 施策 政4-1-1：通貨の円滑な供給 | |
| | [主要] 政4-1-1-B-1：通貨を円滑に供給するための製造計画の策定等の適切な実行 | |
| | 目標 | <p>通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>通貨が様々な経済取引において、国民から信頼され、安心して使われるためには、市中における通貨の流通状況等を適切に反映した製造計画の策定等を行い、日本銀行券及び貨幣を円滑に供給する必要があるためです。</p> |
| | 実績及び目標の達成度の判定理由 | <p>令和3年度に製造する通貨については、日本銀行と連携しつつ市中の流通状況や磨損の状況を適切に把握すること等を通じて、製造に必要な数量を精査しました。具体的には、市中の流通状況を踏まえて、製造計画を策定するとともに、このうち貨幣については年度途中で製造計画を改定し、五十円貨幣、十円貨幣及び一円貨幣の製造枚数を引き下げました。</p> <p>その上で、日本銀行券及び貨幣の製造計画を、独立行政法人国立印刷局（以下、「国立印刷局」といいます。）及び独立行政法人造幣局（以下、「造幣局」といいます。）に指示し、日本銀行券及び貨幣を確実に製造させることで、通貨を円滑に供給しました。</p> <p>（注）財務省ウェブサイト 「令和3年度日本銀行券製造計画」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/lot/2021ginnkoukennkeikaku.html 「令和3年度貨幣製造計画」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2021kaheikeikaku.html 「令和3年度貨幣製造計画<改定>」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2021kaheikeikaku-kaitei-1.html</p> <p>上記実績のとおり、通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等により、通貨を円滑に供給したため、達成度は「○」としました。</p> |
| 政4-1-1-B-2：製造貨幣大試験の適切な実施 | | |
| 目標 | <p>製造貨幣大試験（用語集参照）を実施し、貨幣の量目が適正であることを適切に確認します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>市中に対して貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認し、国民の通貨に対する信頼の維持を図るためです。</p> | |
| 実績及び目標の達成度の判定理由 | <p>昨年度の製造貨幣大試験以降に製造された貨幣について、令和3年11月15日に第150次製造貨幣大試験を行い、製造貨幣大試験要領に基づき、貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認しました。</p> <p>（注）財務省ウェブサイト 「第150次製造貨幣大試験の実施結果について」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/test/20211122.html</p> <p>上記実績のとおり、貨幣の量目が適正であることを確認したため、達成度は「○」としました。</p> | |

| | |
|------------------|--|
| 施策についての評定 | s 目標達成 |
| 評定の理由 | <p>通貨の製造計画の策定等については、令和3年度の貨幣製造計画の見直し等により状況の変化に的確に対応したほか、市中における通貨の流通状況等を適切に把握し、所要の通貨を確実に供給できるよう令和4年度の製造計画を策定しました。</p> <p>また、製造貨幣大試験の適切な実施についても、大試験を行い、貨幣の量目が適正であることを適切に確認しました。</p> <p>以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |

政4-1-1に係る参考情報

参考指標1：発行・製造計画の達成割合

① 日本銀行券

(単位:億枚、%)

| | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 当初計画 | 30.0 | 30.0 | 30.0 | 30.0 | 30.0 |
| 改定後計画(A) | 30.0 | 30.0 | 30.0 | 30.0 | 30.0 |
| 実績(B) | 30.0 | 30.0 | 30.0 | 30.0 | 30.0 |
| 達成割合(B/A) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

(出所) 日本銀行公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

② 貨幣

(単位:億枚、%)

| | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 当初計画 | 11.5 | 11.1 | 9.9 | 10.4 | 8.2 |
| 改定後計画(A) | 11.5 | 11.2 | 10.2 | 10.1 | 8.2 |
| 実績(B) | 11.5 | 11.2 | 10.2 | 10.1 | 8.2 |
| 達成割合(B/A) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

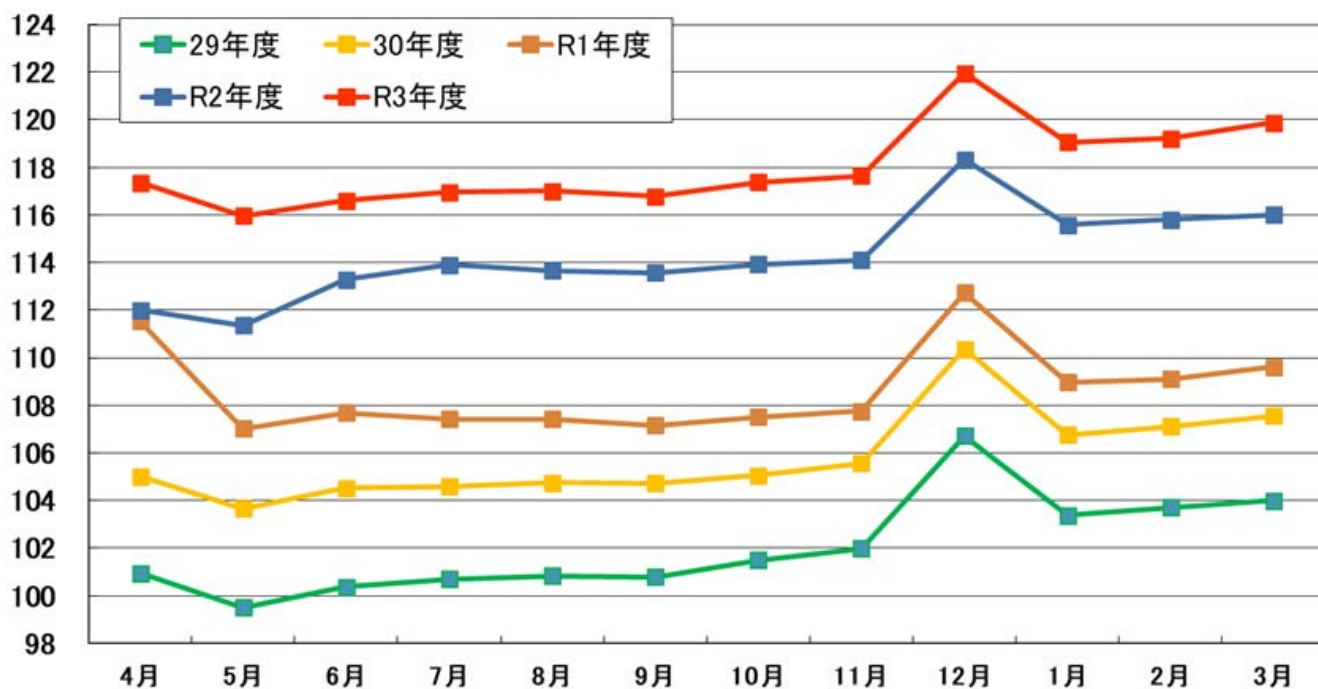
(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調

(注) 記念貨幣を含む枚数。

参考指標 2 : 通貨の流通高

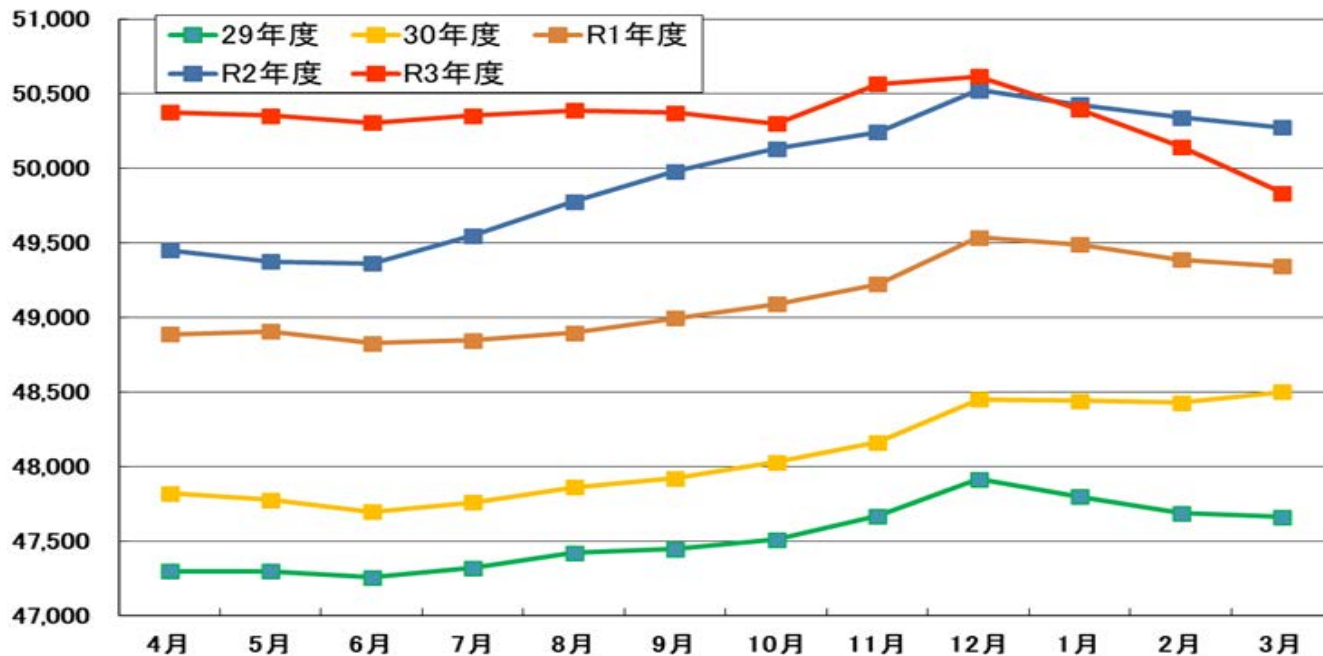
① 日本銀行券

(単位：兆円)



② 貨幣

(単位：億円)



(出所) 日本銀行公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

| | | |
|------------------|--|--|
| 施策 | 政 4 - 1 - 2 : 偽造通貨対策の推進 | |
| 測定指標 (定性的な指標) | [主要]政4-1-2-B-1: 偽造通貨対策の適切な推進 | |
| | 目標 | <p>国内外の関係機関との連携強化を図るなど、通貨の偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に万全を期します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。</p> |
| | 実績及び目標の達成度の判定理由 | <p>各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報収集に努めるとともに、国立印刷局、造幣局、日本銀行、警察当局、税関当局や関係業界団体等との意見交換の実施等による連携強化を図りました。また、偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣の発行、通貨偽造及び偽造通貨行使の防止を企図したポスターの作成などを行いました。</p> <p>「世界一安全な日本」創造戦略について(平成25年12月10日閣議決定)も踏まえたこれらの取組により、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。</p> <p>こうした取組の結果として、令和3年度における偽造通貨の発見枚数は、日本銀行券1,157枚、五百円貨幣1,227枚と比較的低い水準でした(参考指標1参照)。</p> <p>このほか、通貨の偽造抵抗力を強化する観点から、令和3年11月には新しい五百円貨幣の発行を開始したほか、新しい日本銀行券(一万円、五千円及び千円)を、令和6年度上期を目途に発行することとしており、令和3年度はこのための準備を確実に進めました。</p> <p>(注)財務省ウェブサイト 「新しい日本銀行券及び五百円貨幣を発行します」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/20190409.html 「新しい五百円貨幣の発行時期について」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/210427.html</p> <p>上記のとおり、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期したため、達成度は「○」としました。</p> |
| 施策についての評定 | s 目標達成 | |
| 評定の理由 | <p>偽造通貨対策の推進については、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> | |

| | |
|------------------|---|
| | 上記のとおり、令和3年度発行分の記念貨幣については、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを経て着実に発行したため、達成度は「○」としました。 |
| 施策についての評価 | s 目標達成 |
| 評価の理由 | 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行については、令和3年度発行の記念貨幣について、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを着実に発行しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。 |

政4-1-3に係る参考情報

参考指標1：ウェブサイトへのアクセス数

| | 令和3年度 |
|--------------------------|--------|
| 報道発表件数 (①) | 1 |
| ウェブサイトへのアクセス数 (②) (注1) | 32,656 |
| 1件当たりの平均アクセス数 (②/①) (注2) | 32,656 |

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注1) 理財局国庫課通貨企画調整室の記念貨幣に関する報道発表へのアクセス件数。

(注2) 計数は四捨五入による。

(注3) 令和3年度の財務省行政LAN更改に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、令和3年度のアクセス件数を掲載。

参考指標2：記念貨幣の発行貨種数及び発行枚数

| | | 令和2年度 | 3年度 |
|-------------|---------------|------------|---------|
| 販売型 (注1) | 発行貨種数 (種類) | 40 | 5 |
| | 発行枚数 (枚) | 277,000 | 160,000 |
| 引換型 (注2) | 発行貨種数 (種類) | 9 | 0 |
| | 発行枚数 (枚) | 35,636,000 | 0 |

(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調

(注1) 販売型とは、造幣局から通信販売を行う記念貨幣のことである。

(注2) 引換型とは、全国の取扱金融機関の窓口において額面により引換えを行う記念貨幣のことである。

| | | | | | | | |
|---|--|------------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|-----|
| 施策 | 政 4 - 1 - 4 : 貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理 | | | | | | |
| 測定指標 (定量的な指標) | [主要] 政4-1-4-A-1 : 地金の売払い計画及び実績 (単位 : t、%) | | | | | | |
| | 年度 | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 達成度 |
| | 目標値 | 0.0 | 250.0 | 300.0 | 100.0 | 500.0 | ○ |
| | 実績値 | 0.0 (-) | 249.1 (99.6) | 300.8 (100.3) | 250.3 (250.3) | 494.0 (98.8) | |
| <p>(注1) 令和元年度の目標値については、年度途中に見直しを行っている。</p> <p>(注2) 令和2年度においては、上記のほか金地金約80.8tを外国為替資金に売却している。</p> <p>(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は、新たな貨幣を製造するために使用することとされています。ただし、新たな貨幣の製造等に使用しない地金がある場合には、地金の需要動向も見極めつつ一般競争入札により市中へ売却しており、地金の適正な管理を行うため、指標を設定しています。目標値については、地金の種類ごとの標準的な総重量(入札参加者が取扱いやすいロットとして設定した売払い実施単位)に、売払い実施回数を乗じた概数値としており、3年度においては次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルミニウム地金 : 約50t (1単位) × 10回 = 500t <p>※地金は重量の異なる複数の塊で保有しており、これらをまとめて1単位としています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れる貨幣の数量や、新たな貨幣の製造に必要な地金の在庫量の動向を見極めながら、売払いを行いました。</p> <p>具体的には、売払計画において500tの売払いを目標としていたアルミニウム地金について、その後における在庫量の動向等を精査し、約494tを市中に売却しました。</p> <p>なお、目標値である1単位当たりの標準的な総重量と、実際に入札に付す1単位当たりの総重量には誤差が生じるため、全量を売払った場合でも必ずしも目標値と実勢値は一致しません。</p> <p>上記のとおり、貨幣回収準備資金(用語集参照)の保有する地金を適正に管理したため、達成度は「○」としました。</p> | | | | | | | |
| 施策についての評価 | s 目標達成 | | | | | | |
| 評価の理由 | <p>新たな貨幣の製造に必要な地金の数量を確保し、新たな貨幣の製造等に使用しない地金については地金の在庫量等を見極めつつ売払いを行うなど、貨幣回収準備資金の保有する地金を適正に管理しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> | | | | | | |

| | | | |
|------------------------|---|---|------------|
| 施策 | 政4-1-5：通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動 | | |
| 測定指標（定性的な指標） | [主要]政4-1-5-B-1：通貨に関する適切な情報の発信と質問への対応 | | |
| | 目標 | <p>通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。</p> <p>（目標の設定の根拠） 通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨に対する関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するものであるためです。</p> | 達成度 |
| 実績及び目標の達成度の判定理由 | <p>通貨に関する情報については、財務省ウェブサイトへの掲載、財務省公式SNSへの投稿及びポスター等を活用した提供を行いました。</p> <p>また、寄せられた質問等（参考指標1参照）については速やかに回答するとともに、応接に当たっては、専門用語を避け、平易な言葉を用いつつ、インターネットが使用できる方には内容に関連する事項が記載されているウェブサイトも参照していただきながら説明するなど、丁寧な対応に努めました。</p> <p>（注）財務省ウェブサイト 「通貨に関する報道発表の実施状況」（令和3年） https://www.mof.go.jp/public_relations/whats_new/2021currency.htm （令和4年） https://www.mof.go.jp/public_relations/whats_new/2022currency.html</p> <p>上記のとおり、通貨に関する適切な情報提供に努めたため、達成度は「○」としました。</p> | | ○ |
| 施策についての評価 | s 目標達成 | | |
| 評価の理由 | <p>通貨への関心の向上のための取組については、通貨に関する適切な情報提供に努めました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> | | |

政4-1-5に係る参考情報

参考指標1：通貨に関する質問、照会等の受付件数

（単位：件）

| | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|----------|--------|-------|-------|-------|-----|
| 質問・照会等件数 | 881 | 3,316 | 3,977 | 2,552 | 917 |

（出所）理財局国庫課通貨企画調整室調

（注）理財局国庫課通貨企画調整室にあった質問、照会の件数である。

| | |
|----------------|--|
| 評価結果の反映 | <p>令和3年度政策評価結果においては、一定の評価を得られたものの、通貨が様々な経済取引の決済等において、国民から信頼され、安心して使われるために、引き続き、令和4年度以降においても、通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に一層努めます。</p> <p>このため、通常貨幣や記念貨幣の発行のために必要な経費、通貨の偽造・変造を防止する環境整備のために必要な経費など、通貨の円滑な供給のために必要な経費の確保に努めます。</p> |
|----------------|--|

| | |
|-------------------------|------|
| 財務省政策評価懇談会における意見 | 該当なし |
|-------------------------|------|

| 政策目標に係る予算額 | 区 分 | | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | |
|---|-------------------|------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 予算の 状況 (千円) | 当初予算 | | 16,008,628 | 16,814,543 | 17,110,246 | 17,150,963 |
| | | 補正予算 | | — | 952,491 | 886,504 | / |
| | | 繰越等 | | — | △559,718 | N. A. | |
| | | 合 計 | | 16,008,628 | 17,207,316 | N. A. | |
| 執行額 (千円) | | | 16,000,691 | 17,196,791 | N. A. | | |
| <p>(概要) 貨幣の製造等に必要な経費。 (注) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定。</p> | | | | | | | |

| | |
|--|---------------------------------|
| 政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策 | 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定） |
|--|---------------------------------|

| | |
|--|------|
| 政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報 | 該当なし |
|--|------|

| | |
|--------------------------------|--|
| 前年度政策評価結果 の政策への反映状況 | <p>令和2年度政策評価結果においては、一定の評価を得られたものの、通貨が様々な経済取引の決済等において、国民から信頼され、安心して使われるために、引き続き、令和3年度以降においても、通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に一層努めました。</p> <p>このため、通常貨幣や記念貨幣の発行のために必要な経費、通貨の偽造・変造を防止する環境整備のために必要な経費など、通貨の円滑な供給のために必要な経費の確保に努めました。</p> |
|--------------------------------|--|

| | | | |
|--------------|----------|-----------------|--------|
| 担当部局名 | 理財局（国庫課） | 政策評価実施時期 | 令和4年6月 |
|--------------|----------|-----------------|--------|

政策目標 4-2 : 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

| | |
|----------------|--|
| <p>上記目標の概要</p> | <p>金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等と連携して、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案、それに伴う関連法令の制定・改廃を行うとともに、金融システムの安定性を支える預金保険機構等の監督を行います。仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と緊密に連携して、金融システムの安定のための諸措置を実施します。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援、東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政4-2-1 : 金融システムの安定のために必要な制度の整備</p> <p>政4-2-2 : 預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施</p> |
|----------------|--|

政策目標 4-2 についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

| | |
|--------------|---|
| <p>評定の理由</p> | <p>金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行ったほか、預金保険機構等について、令和4年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。</p> <p>以上のとおり、全ての施策について評価が「S 目標達成」であるため、政策目標の評価を「S 目標達成」としました。</p> |
| <p>政策の分析</p> | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。</p> <p>金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に有効です。</p> <p>また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めています。</p> |

| | | | |
|---------------------|---|--|------------|
| 施策 | 政 4 - 2 - 1 : 金融システムの安定のために必要な制度の整備 | | |
| 測定指標（定性的な指標） | [主要] 政4-2-1-B-1 : 金融システムの安定のために必要な制度の整備 | | |
| | 目 標 | 金融庁等と連携して金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に関する情報収集等を行い、必要な制度整備を行います。預金保険機構等における政府保証枠について、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融システムの安定のために十分な水準となるようにします。 (目標の設定の根拠) 金融システムの安定を確保するためです。 | 達成度 |
| | 実績及び目標の達成度の判定理由 | 金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁や農林水産省と連携して、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号。以下、「金融機能強化法」といいます。）、預金保険法（昭和46年法律第34号）及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）の改正を行いました。また、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達に政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行ったことから、「○」としました。 | |
| 施策についての評定 | s 目標達成 | | |
| 評定の理由 | 金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達に政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。 | | |

政 4 - 2 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 預金保険機構等に対する政府保証枠

(単位: 兆円)

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|---------------------|----------|--------|-------|------|------|------|
| 預金保険機構 | | 69 | 69 | 72 | 72 | 72 |
| (内訳) | 一般勘定 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| | 危機対応勘定 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| | 金融再生勘定 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 金融機能強化勘定 | 12 | 12 | 15 | 15 | 15 |
| 農水産業協同組合貯金保険機構 | | — | — | — | — | 8.9 |
| 生命保険契約者保護機構 | | 0.46 | 0.46 | 0.46 | 0.46 | 0.46 |
| 銀行等保有株式取得機構 | | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| (株) 地域経済活性化支援機構 | | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| (株) 東日本大震災事業者再生支援機構 | | 0.50 | 0.50 | 0.50 | 0.50 | 0.05 |

(出所) 一般会計予算書を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 2 : 国内金融機関の自己資本比率【再掲（総 4 - 1 : 参考指標 1）】

参考指標 3 : 国内金融機関の不良債権比率・残高【再掲（総 4 - 1 : 参考指標 2）】

| | | | |
|---------------------|--|---|------------|
| 施策 | 政 4 - 2 - 2 : 預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施 | | |
| 測定指標（定性的な指標） | [主要] 政4-2-2-B-1 : 預金保険機構等の適切な監督 | | |
| | 目 標 | <p>金融システムの安定性を支える預金保険機構等について、適切な業務運営がなされるよう、予算・資金計画の策定や借入残高の管理等について、金融庁等と連携して監督します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>適切な監督を通じて預金者等の保護を図り、金融システムの安定を確保するためです。</p> | 達成度 |
| | 実績及び目標の達成度の判定理由 | <p>預金保険機構等については、金融システムの安定性を支える組織として適切な運営がなされるとともに、国民負担が生じないよう、金融庁等と連携して、令和 4 年度予算・資金計画や借入の認可、保険料率変更の認可及び金融機能強化法の改正に伴う定款変更の認可等を行いました。なお、保険料率変更の認可に当たっては、預金保険機構が開催する「預金保険料率に関する検討会」に参画しました。</p> <p>上記のとおり、預金保険機構等について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。</p> | |
| | [主要] 政4-2-2-B-2 : 株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督 | | |
| | 目 標 | <p>株式会社地域経済活性化支援機構について、地域金融機関等との連携により設立したファンドの活用等を通じ、地域経済の活性化に資する事業活動の支援が行われるよう、内閣府と連携して監督します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図るためです。</p> | 達成度 |
| | 実績及び目標の達成度の判定理由 | <p>株式会社地域経済活性化支援機構については、地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、内閣府等と連携して、令和 4 年度予算の認可等を行いました。なお、株式会社地域経済活性化支援機構では、令和 3 年度において、地域金融機関等と連携しながら、2 件の事業再生支援決定、16 件の特定専門家派遣（用語集参照）決定、14 件の特定支援（用語集参照）決定が行われました（参考指標 6 参照）。</p> <p>上記のとおり、株式会社地域経済活性化支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。</p> | |

| | | |
|--|--|-----|
| [主要]政4-2-2-B-3：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督 | | |
| 目 標 | 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、過大な債務を抱える事業者の再生支援が行われるよう、復興庁と連携して監督します。 | 達成度 |
| | (目標の設定の根拠) 東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図るためです。 | |
| 実績及び目標の達成度の判定理由 | 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、復興庁等と連携して、令和4年度予算や借入の認可を行いました。なお、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構では、令和3年度において、支援先の商品開発や販路開拓に向けた支援など384件のソリューション提供が行われました。 上記のとおり、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。 | ○ |
| 施策についての評定 | s 目標達成 | |
| 評定の理由 | 預金保険機構等について、令和4年度予算・資金計画や借入の認可、保険料率変更の認可及び金融機能強化法の改正に伴う定款変更の認可等を通じて適切に監督を行うとともに、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構についても、令和4年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。 | |

政4-2-2に係る参考情報

参考指標1：預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移

(単位：件、億円)

| | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|------------------|--------|------|-------|-----|-----|
| 資金援助の件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金銭贈与 | — | — | — | — | — |
| 金銭贈与 (衡平資金援助) | — | — | — | — | — |
| 資産買取 | — | — | — | — | — |

(出所)「資金援助実績表(年度別内訳)」(預金保険機構)

(https://www.dic.go.jp/katsudo/page_000882.html)

参考指標2：預金保険機構等の借入等残高

(単位：億円)

| | 平成29年度末 | 30年度末 | 令和元年度末 | 2年度末 | 3年度末 |
|-------------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 預金保険機構 | 20,610 | 19,910 | 19,632 | 19,230 | 15,055 |
| (内訳) | | | | | |
| 一般勘定 | — | — | — | — | — |
| 危機対応勘定 | — | — | — | — | — |
| 金融再生勘定 | 16,130 | 15,670 | 15,355 | 14,980 | 10,900 |
| 金融機能強化勘定 | 4,480 | 4,240 | 4,277 | 4,250 | 4,155 |
| 生命保険契約者保護機構 | — | — | — | — | — |
| 銀行等保有株式取得機構 | 9,500 | 8,500 | 4,000 | 1,500 | 1,800 |

| | | | | | |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| (株) 地域経済活性化支援機構 | — | — | — | — | — |
| (株) 東日本大震災事業者再生支援機構 | 375 | 236 | 236 | 236 | 146 |

(出所) 預金保険機構等の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) いずれも政府保証付借入等の残高を記載しています。

参考指標 3 : 預金保険機構の資本増強額の状況

(単位: 億円)

| 根拠法 | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|-----------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 旧金融安定化法 | 1,300 | 1,300 | 1,300 | 1,300 | 1,300 |
| 早期健全化法 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 |
| 預金保険法 (102条1項1号措置) | — | — | — | — | — |
| 金融機能強化法 | 4,943 | 4,743 | 4,835 | 4,835 | 4,725 |
| 返済額 (年度ごと) | — | 200 | — | — | 110 |

(出所) 預金保険機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) 返済額以外については、年度末の残高を記載しています。

参考指標 4 : 生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移

(単位: 件、億円)

| | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|--------|--------|------|-------|-----|-----|
| 資金援助件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 資金援助額 | — | — | — | — | — |

(出所) 生命保険契約者保護機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 5 : 銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移

(単位: 億円)

| | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|--------|--------|------|-------|-------|-------|
| 株式等買取額 | 551 | 907 | 597 | 1,300 | 1,554 |

(出所) 銀行等保有株式取得機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 6 : 株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移

| | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 事業再生支援決定件数 | 12 (107) | 4 (111) | 1 (112) | 0 (112) | 2 (114) |
| 特定専門家派遣決定件数 | 8 (160) | 20 (180) | 24 (204) | 10 (214) | 16 (230) |
| ファンド設立件数 | 2 (37) | 3 (40) | 3 (43) | 1 (44) | 0 (44) |
| 特定支援決定件数 | 28 (73) | 25 (98) | 22 (120) | 24 (144) | 14 (158) |

() 書は累計件数 (事業再生支援決定件数は機構改組前の28件を含む)。

(出所) 株式会社地域経済活性化支援機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 7 : 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数の推移

| | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|----------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 再生支援決定件数 | 10 (736) | 4 (740) | 3 (743) | 4 (747) | — (747) |

() 書は累計件数。

(出所) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) 支援決定期間は令和3年3月末をもって終了している。

| | |
|----------------|--|
| 評価結果の反映 | 以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 |
| | 金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携して、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に努めるほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めます。 また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めます。 |

| | |
|-------------------------|------|
| 財務省政策評価懇談会における意見 | 該当なし |
|-------------------------|------|

| 政策目標に係る予算額 | 区 分 | | 令和元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | |
|------------|-------------------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|
| | 予算の 状況 (千円) | 当初予算 | | 11,248 | 12,218 | 10,489 | 9,524 |
| | | 補正予算 | | — | — | — | / |
| | | 繰越等 | | — | — | N. A. | |
| | | 合 計 | | 11,248 | 12,218 | N. A. | |
| 執行額 (千円) | | 10,081 | 8,633 | N. A. | | | |

(概要)
金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的とした、事務運営のために必要な経費
(注) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定。

| | |
|---------------------------------|---|
| 政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策 | 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」 (令和3年11月19日閣議決定) 「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」 (令和3年6月18日閣議決定) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版) (令和2年12月21日閣議決定) 「成長戦略フォローアップ」 (令和3年6月18日閣議決定) 「成長戦略フォローアップ」 (令和2年7月17日閣議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2021」 (令和3年6月18日閣議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2020」 (令和2年7月17日閣議決定) 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」 (令和2年12月8日閣議決定) |
|---------------------------------|---|

| | |
|----------------------------------|---|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 預金保険機構等に対する政府保証枠等 預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移 預金保険機構等の借入等残高 預金保険機構の資本増強額の状況 (残高、返済額) 生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移 銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移 (株)地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移 |
|----------------------------------|---|

| | | | |
|--------------------------------|--|-----------------|--------|
| | (株)東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数等の推移 | | |
| 前年度政策評価結果 の政策への反映状況 | <p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携して、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用に努めたほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めました。</p> <p>また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めました。</p> | | |
| 担当部局名 | 大臣官房信用機構課 | 政策評価実施時期 | 令和4年6月 |